



鳥取県公報

平成 26 年 10 月 24 日(金)
号外第 99 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則 (49) (住まいまちづくり課) 3
-------	--

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の新設について

1 規則の新設理由

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部が改正され、特定の建築物について耐震診断の実施及びその結果の報告が義務付けられたこと等に伴い、当該報告等に添えるべき書類を定める。

2 規則の概要

- (1) 建築物の耐震診断の結果の報告の添付書類は、耐震診断の結果を一般社団法人鳥取県建築士事務所協会等が証する書類とする。
- (2) 建築物の耐震改修計画の認定等の申請の添付書類は、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会等が国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。
- (3) 建築物が耐震関係規定等に適合していることを証する書類の様式を定める。
- (4) 建築物の耐震改修計画の認定等の申請には、構造計算書の提出を要しないこととする。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第49号

鳥取県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(耐震診断の結果を証する書類)

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、耐震診断の結果を次に掲げる者が証する書類とする。

- (1) 一般社団法人鳥取県建築士事務所協会
- (2) 前号に掲げる者に準じる者として知事が別に定める者

(計画が基準に適合することを証する書類等)

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを前条各号に掲げる者が証する書類とする。

2 省令第28条第2項に規定する構造計算書については、同項の規定にかかわらず、提出することを要しない。
(建築物が耐震関係規定に適合することを証する書類等)

第4条 省令第33条第1項及び第2項第2号の規則で定める書類は、別記様式によるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による報告を行っている場合は、直近の当該報告に係る報告書の写しをもって代えることができる。

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、建築物が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを第2条各号に掲げる者が証する書類とする。

3 省令第33条第2項第1号に規定する構造計算書については、同号の規定にかかわらず、提出することを要しない。

(区分所有建築物が基準に適合しないことを証する書類等)

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、区分所有建築物が法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを第2条各号に掲げる者が証する書類とする。

2 省令第37条第1項第2号に規定する構造計算書については、同項の規定にかかわらず、提出することを要しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

建築物の地震に対する安全性の認定に係る現在の状況

建築物の現況等は次のとおりです。なお、この文書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

鳥取県知事

様

年 月 日

(建築物の所有者) 住所

氏名

㊞

電話番号

(調査者) 氏名

㊞

【調査者資格】

【資格】 () 級建築士 () 登録 () 号

【建築士事務所】 () 級建築士事務所 () 知事登録 () 号

名称

所在地

電話番号

1 基本事項

建築物の名称					
建築物の所在地					
対象建築物の概要	階数	地上 階	地下 階	構造方法	造一部 造
	延べ面積	m ²		建築面積	m ²
直近の確認済証 及び検査済証	確認済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	交付者		
		交付年月日 年 月 日 第 号			
	検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	交付者		
		交付年月日 年 月 日 第 号			
直近の検査済証交付 日以降の建築等の履 歴	年 月 日	概要 ()			
	年 月 日	概要 ()			
	年 月 日	概要 ()			

※ 「建築等」とは、建築（建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。）、修繕、模様替及び除却をいう。

2 耐震診断（又は耐震改修）した日以降の建築物の劣化その他不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善年月	改善措置の概要

注1 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。

2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

添付書類

1 耐震診断又は耐震改修した日以降の建築等の履歴がある場合にあっては、次に掲げる図書又は書面

(1) 建築等の経緯を明示した建築物の配置図、平面図及び立面図

(2) 工事を実施した時期を示す書類（工事契約書、登記事項証明書、工事記録等）

2 耐震診断又は耐震改修した日以降の建築物の劣化その他不具合等がある場合にあっては、次に掲げる図書又は書面

(1) 建築物の劣化その他の不具合等の状況を明示した建築物の配置図、平面図及び立面図

(2) 建築物の劣化その他の不具合等の状況が分かる写真